

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示

大阪労働局一般公示第56号

令和8年9月24日大阪地方最低賃金審議会から大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、大阪府の区域内で非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和8年10月9日までに大阪労働局長あて（大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和8年9月24日

大阪労働局長 蒔苗 浩司

記

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定に係る大阪地方最低賃金審議会の意見の要旨

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ ワイヤハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,235円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年12月1日